



島根県報

平成17年 3 月 4 日 (金)
号外 第 9 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成15年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事等から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成17年 3 月 4 日

| | |
|---------|---------|
| 島根県監査委員 | 島 田 三 郎 |
| 同 | 中 村 芳 信 |
| 同 | 生 田 洋 一 |
| 同 | 谷 本 敏 |

平成15年度行政監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 監 査 結 果 | 措 置 等 の 内 容 |
|---|--|
| <p>1 団体に対する県の関与の在り方</p> <p>(1) 団体の今後の方向性</p> <p> 団体の廃止（休止を含む。）を検討する必要があるもの</p> <p> ア 政策企画監室 （島根県広域連携推進協議会）</p> <p> イ 広聴広報課 （島根県広報協会）</p> <p> ウ 地域政策課 （島根県中央地域リゾート構想推進協議会）</p> <p> エ 市町村課 （島根県市町村税協議会連合会）</p> <p> オ 高齢者福祉課 （各地域高齢化問題調査研究協議会）</p> | <p>平成15年度以降、活動を休止することとした。</p> <p>休止の理由は、平成10年度に策定された第5次全国総合開発計画に、日本海国土軸及び地域連携軸が位置づけられたことを機に、協議会の名称を「日本海国土軸推進協議会」から「島根県広域連携推進協議会」に変更し、以後、計画の理念に沿った地域の特色ある発展と広域経済文化圏の形成を目指し、諸活動を続けてきたところであるが、</p> <p> 高速道路等に係る期成同盟会等、個別の推進団体が設立され、整備促進に向けた行政・民間一体の取り組みが展開されており、当協議会と活動目的や内容に重なるところが生じてきたこと</p> <p> このような状況をふまえ、県としても行政評価による費用対効果の再検討の中で、当協議会の活動は当面休止することが適当であると判断したこと</p> <p> 一方、今後、国土審議会等において国土政策に関する新たな審議の動きが出てきた場合には、早急に当協議会において、行政・民間が一体となった意見集約や活動を展開する必要性が生じることから、廃止ではなく、活動を当面休止することとした。</p> <p>平成16年度末をもって廃止予定である。</p> <p>平成16年度末をもって解散することが決定している。</p> <p>当協議会の設立目的の一つである農業所得標準の作成業務が、平成17年度の農業所得標準の廃止、収支計算への移行により不要となるため、平成17年度末をもって、廃止となる見込みである。</p> <p>地域高齢化問題調査研究事業については、各健康福祉センターの所管区域ごとに、保健・福祉の連携、地域における必要な高齢者保健福祉サービスの提供の在り方、ボランティア等住民参加型福祉サービスの活用による地域づくり等、高齢化社会に対応するための諸問題について調査・研</p> |

カ 建築住宅課

(社) 日本住宅協会島根県支部)

他の団体との統合を検討する必要があるもの

ア 人権同和対策課

(各 地 域 人 権 ・ 同 和 問 題 啓 発 推 進 協 議 会)

究を行い、その成果を県及び市町村の高齢者対策に反映させることを目的に取り組んできた。平成12年度からは、介護保険制度が始まり、各種サービスの充実・普及等も含め取り組んできたところである。

各圏域で行う本研究協議会の目的は達成されたと判断し、平成15年度をもって廃止とした。

平成16年 8 月27日開催の島根県支部総会で平成16年度末での解散を決定した。

各地域の啓推協において、見直しを進めているところであり、一部、平成16年度末の廃止を決定したところもある。

市町村合併の進行状況等により、見直し状況にも較差があり、平成17年度においては、なお組織を存続するところもあると思われるが、いずれにしても、ここ数年のうちに啓推協は廃止となるものと考えられる。

今後は、各市町村の人権・同和問題に対するこれまでの取り組みの成果が損なわれることのないよう、人権啓発推進センターを通じた支援をし、積極的な取り組みを促進したいと考えている。

地域における啓発活動をより一層活性化するため、法務局、県、市町村で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会との連携の強化を図ることを検討中であるが、現在、石見地域、隠岐地域には設立されておらず、平成19年度までには設立される予定となっている。

イ 図書館

(島 根 県 公 共 図 書 館 協 議 会)

(島 根 県 読 書 推 進 運 動 協 議 会)

(しまね子どもの読書等推進の会)

島根県公共図書館協議会と島根県読書推進運動協議会の統合については、平成15年策定の「島根県立図書館振興計画」において、島根県図書館協会(仮称)として再編を検討することとしているが、現在市町村合併の途上にあり、公共図書館協議会の加盟団体である各市町村の行政組織の動向が不確定な状況にあるため、市町村合併や合併後の市町村の体制を勘案しながら検討を続けたい。

しまね子どもの読書等推進の会は、「子どもゆめ基金」の助成金を活動の大きな財源としているが、この基金は民間の諸活動を行う団体を助成対象としていて、公共図書館協議会等の公的機関を構成団体とする読書推進運動協議会と統合した場合には助成対象外となる。

したがって、当該団体の事業を推進するためには、島根県読書推進運動協議会や島根県公共図書館協議会との統合

団体を存続しながら民間組織への事務局移管を検討する必要があるもの

ア 消防防災課

(島根県危険物保安協会連合会)

イ 環境生活総務課

(各地域消費者問題研究協議会)

は困難である。

平成16年度より県は事務局から退いている。

[県内の消費者団体]

(1) 設立経緯

各総務事務所及び隠岐支庁に事務局のある地域消費者問題研究協議会は、消費者保護基本法（S43年）及び島根県消費者保護条例（S51年）において、消費者の自主的活動を促進するとしていること、さらに昭和60年の島根県消費生活審議会の答申を受け、消費者被害の未然防止等を図る対策の一環として、消費者団体の育成をすることとし、昭和61年から県主導で組織化した。

また、各市町村単位でも消費者団体を育成するよう指導してきた。

(2) 取り巻く状況

消費者被害の急増、悪質・複雑・多様化、長期の景気低迷、IT社会の進展、高齢者世帯の増加などを背景としている。

市町村合併の進行

市町村区域の拡大により、圏域単位での地域消費者問題研究協議会の役割が減少する。

消費者保護基本法の改正（昨年6月2日）

規制緩和の進展により、消費者は保護されるべきとの考え方から自立する主体としてとらえられた。但し、行政は消費者の権利を明確にした上で、自立を支援すべきとしている。

[県の動き]

(1) 消費生活審議会の開催

「今後の消費者施策のあり方」について昨年7月27日に諮問したところであり、市町村合併を視野に入れて7地域消費者問題研究協議会の今後のあり方についても検討した上で答申をいただくことにしている。

(2) 地方機関の見直し

各総務事務所は、機能を縮小し、平成18年度から県民センターに再編される予定である。

[今後の方向]

消費生活審議会の答申を踏まえ、平成17年度中に民間又は市町村への事務局の移管の条件整備を行い、平成18年度

ウ 文化振興課

(島根県文化団体連合会)

から移管を行う予定である。

地域文化の振興のためには、事務局を民間団体に置き、県民が主体となって活発な活動を繰り広げるのが望ましいと考える。

しかし、民間団体が事務局を持つためには、その団体の意欲、人的体制及び財源確保、又、他の団体の協力体制の確立が必要となってくる。

今後は、加盟する関係団体と調整を図りながら、民間組織への事務局移管を検討していく。

エ 文化振興課

(島根県・慶尚北道交流美術展実行委員会)

この事業は、県と韓国慶尚北道が姉妹提携を締結したことにより始まった文化交流事業であり、両者とも行政が主体となり事業を進めてきた。

今後は、行政を離れ、美術団体独自の交流に発展するよう検討を行う。

オ 文化振興課

(島根県文芸協会)

地域文化の振興のためには、事務局を民間団体に置き、県民が主体となって活発な活動を繰り広げるのが望ましいと考える。

しかし、民間団体が事務局をもつためには、その団体の意欲、人的体制及び財源確保、又、他の団体の協力体制の確立が必要となってくる。

今後は、加盟する関係団体と調整を図りながら、民間組織への事務局移管を検討していく。

カ 環境政策課

(各地域環境会議)

市町村合併の進展により、多くの地域において健康福祉センター単位での組織の必要性が薄れており、今後は各市町村域での推進体制の整備について働きかけていきたいと考えている。

なお、現存する団体の存続については、各圏域の実情に応じ各団体において判断いただくこととしている。

キ 健康推進課

(島根県小児保健協会)

平成16年度より、島根県小児保健協会の事務局を島根大学医学部看護学科へ移管した。

ク 健康推進課

(島根県食生活改善推進協議会)

食生活改善推進協議会事務局は、推進員による自主運営をめざす。

しかし、推進員活動の停滞を招かないよう、当分の間は、経過措置として事務局を従来どおり健康推進課内に設置し、会員等により職員の指導のもと事務局業務を遂行していく。

内容については、早期に移管が可能な事項と、移行期間

ケ 林業課
 (島根県森林とのふれあい推進事業実行委員会)

が必要な事項とに分類し、一般的な事務局事務等、早期に移管が可能なものについては、速やかに移行を行う。

また、総会や理事会の開催等は、一定の移行期間を設け、推進員がノウハウ等を習得した後、移行を行うものとする。

本実行委員会を解散し、民間組織等が事務局を持つ新たな実行委員会により事業を実施する。

コ 林業課
 (島根県林業構造改善協議会)

当協議会は林業・木材産業構造改革事業の円滑かつ適正な推進を図ることを目的とし、県の事業計画作成時における関係者の意見徴収、実施上の諸問題についての協議、費用対効果分析指導、さらに導入施設の経営管理指導などの役割を担っている。この役割の性質上、資料作成や指導等のほとんどを県が関わって行う必要があり、民間組織への委託は困難である。

サ 浜田土木建築事務所
 (浜田港清港会)

浜田港清港会事務局を浜田土木建築事務所(浜田港湾管理所)から民間組織へ移管することについて、浜田市と打ち合わせ中である。

シ 保健体育課
 (島根県スポーツレクリエーション祭島根県実行委員会)

現在、当該団体は当課内に事務局を置き、県事業を行っているが、将来的には(財)島根県体育協会(以下「県体協」という。)への委託により実施していく方法が、一番有効であると考える。

県体協は、現在、県からの委託事業である競技スポーツを中心に事業を展開しているが、同協会の果たすべき役割は、県民の体力の向上等を図るために同協会の優れた専門性を活かし、関係機関、団体等と密接な連携を図りながら効率的な事業展開を行い、広く体育・スポーツの普及振興・発展に努めていく必要があり、競技スポーツと生涯スポーツは県体協の両輪であると考える。

こうしたことから、将来においては、「島根県スポーツレクリエーション祭」も県体協に委託して実施することにより、事業を効果的・効率的に展開できるものと考える。

よって、具体的な時期は未定であるが、将来的に県体協へ委託する方法で検討を行う。

ス 文化財課
 (島根県文化財愛護協会)

当課としても事務局移管は必要であると考えますが、現時点において、受け皿となるべき適当な民間組織が見つかっていない。

一方で、歴博ボランティア組織、文化財関連NPO法人の設立の動きがあり、今後は、その団体の事業計画、団体

団体を存続しながら市町村への事務局移管を検討
する必要があるもの

ア 消防防災課

(島根県防災ヘリコプター経営管理協議会)

概要を見極めながら協議のうえ検討することとしたい。

現在は市町村合併の最中であり、防災ヘリの業務を県が行っているため、合併が一段落するまで県で事務局を持つ
しかないと考える。

イ 景観自然課

(築地松景観保全対策推進協議会)

当初は、平成17年度に関係 4 市町が 1 つにまとまり、新
出雲市となる予定だったため、事務局移管もスムーズに進
むと思われたが、その後状況が変化し斐川町が新出雲市か
ら離脱したため、現在、改めて関係市町への事務局移管に
ついて協議中である。

ウ 森林整備課

(島根県中国山地開発推進協議会)

当該協議会役員及び市町村担当者に対して行政監査結果
の説明を行い、協議会としての最終的な結論を得るため
「事務局の市町村移管」を協議会役員会に提案したが、全
会一致で否決された。

協議会として事務局の市町村移管が認められない以上、
今後県・市町村以外の団体へ事務局移管を検討する。

エ 観光振興課

(松江・出雲国際観光テーマ地区推進協議会)

平成17年度以降、市町村合併により当協議会の体制が一
新することに備え、本年度(平成16年度)総会前に以下の
事項について、検討を行った。

- (1) 市町村合併による枠組みの見直し
- (2) 市町村への事務局移管の検討
- (3) 法令外負担金の見直し
- (4) 市町村・県・他県と連携した事業展開

その結果、以下のとおりとした。

- (1) について、平成17年度以降、新松江市、新出雲市、新
安来市、雲南市、東出雲町、斐川町の 6 市町の枠組みで
継続することとした。
- (2) について、当協議会の中核を担う松江市への事務局移
管を検討したが、現時点で国際観光事業について松江市
の体制が整っていないことや、他の市町の取りまとめ・
調整をはかる役割は県が担うのが適当と判断し、当面の
間は県が事務局を持つこととした。
- (3) について、これまでの算出方法を見直し以下のとおり
とした。

「負担金割合については、島根県1/2、市町1/2とし、
市町間の負担金割合は人口、標準財政規模、宿泊数、観
光客入込数を均等に按分したものを基本とする」

オ 生涯学習課
 (鳥根県公民館連絡協議会)

(4) について、協議会を廃止し、鳥根県と共同で組織した「山陰国際観光協議会」に事業を移管することも検討したが、鳥根県側から以下の意見が出されたため当面は協議会を存続することとした。

- ・(鳥根県側の)市町村に新たな負担金をお願いするのは難しい。
- ・KOTFA出展は、岡山県との調整が必要。

事務局の市町村への移管については、市町村(松江市)へ打診を行ったところ、現在、市町村は合併の途上であり、新市町村の行政組織が不確定な状況にある一方で、予算・人員の適正化(縮小)が求められており、少なくとも現時点では、市町村で事務局を持つことは困難である旨の回答を得ている。

また、一方で、県公連は、市町村の枠を超えた広域的な公民館の運営・体制の整備、公民館活動の振興発展のために、情報交換や職員研修の充実等の役割を担っており、国(全国組織)、県(県公連)、市町村(公民館)の結節点として活動している。

したがって、事務局を市町村が引き受けられない状況においては、県に事務局を置くこともやむを得ないものと考えられるが、今後、さらに公民館運営、職員研修の充実を図っていくために、市町村合併や合併後の市町村の体制を勘案しながら検討を続けたい。

(2) 個々の団体に関する事項

ア 県防災行政無線中継局のための県有の管理用道路を団体が維持管理を行っているが、県が団体に県有財産の管理を行わせる根拠が不明確であるので、適正に行うこと。

消防防災課
 (唯山道路維持管理協議会)

当該協議会は、平成16年度末で解散する。
 平成17年度からは県有財産の維持管理は県が行い、㈱NTTドコモ中国等からは負担金を徴収することとした。

イ 事業内容が警察の本来業務と密接であり、団体の所管を警察本部へ移管するよう検討すること。

交通対策課
 (安全運転実技教育事業実行委員会)

安全運転実技教育事業費補助金は奨励的補助金の見直しにより平成16年度限りで廃止することとした。このため、安全運転実技教育事業実行委員会の事業は平成16年度で終了するので、警察本部への移管は行わない。

ウ 団体に対する補助金について、補助対象事業である築地松助成金交付事業については年数も経過しているので、補助事業の評価を的確に実施し、例えば技術者の育成に重点を置くなど事業内容を見直すこと

県及び関係市町村の補助金削減により、築地松景観保全対策推進協議会の予算自体が縮小したことから、陰手刈り職人の育成、松食い虫抵抗性松苗の配布、築地松の管理費に対する助成金等に重点を置いて事業を実施している。

ともに、期限を設定することを検討すること。

景観自然課

(築地松景観保全対策推進協議会)

エ 地域環境会議は、平成11年度策定の環境基本計画に基づき、環境保全活動助成支援事業を実施するため、各健康福祉センターに事務局を置き設置された。

この事業は、平成13年度の(財)島根ふれあい環境財団21の発足に伴い、従来の県主導の団体による事業執行から民間主導で行うこととされたにもかかわらず、各地域では既存の地域環境会議が事業の実施主体となり、同会議の事務局も引き続き健康福祉センターが持つこととなった。

民間が行うこととされた事業について、県が従前のとおりの関与を行うことは民間主導の理念に反するので、事業の受け皿となる民間組織等の育成を図りつつ、県の関与の取りやめを検討すること。

環境政策課

(地域環境会議)

オ 団体に対する補助金について、団体の財政状況に余裕があるので、縮減を検討すること。

林業課

(島根県林業構造改善協議会)

カ 団体に対する負担金について、団体の事業規模及び財政状況を踏まえ、縮減を検討すること

森林整備課

(島根県中国山地開発推進協議会)

キ 会費の県費負担を廃止すること。

なお、団体が行う調査・研究事業等について、教育行政推進のため必要があれば補助金等で対応すること

高校教育課

(島根県公立高等学校長協会)

(島根県特殊教育諸学校長会)

(島根県知的障害養護学校長会)

(島根県高等学校教頭協議会)

(島根県特殊教育諸学校教頭会)

(島根県高等学校定時制通信制教頭協会)

(島根県立高等学校事務長協議会)

なお、事業期間は、平成14年度の見直しの際、平成18年度までに設定している。

現在17年度当初予算要求の中で助成金の見直しを行っており、民間団体から直接財団への申請方法とし健康福祉センターの関与を取りやめることとしている。

国の交付決定が遅れる年度当初の支出に対応できないため資金的余裕が必要である。また、市町村合併により島根県市町村林野振興対策協議会補助金が期待できないため、資金的余裕が必要である。

当該協議会役員及び市町村担当者に対して行政監査結果の説明を行い、協議会としての最終的な結論を得るため「県負担金の縮減」を協議会役員会に提案し、理解を得られた。

いずれの団体も、学校教育の充実や学校運営に当たり必要となる専門的事項の研究、情報の交換及び研修等を行うことを目的とする団体であり、本県における教育水準の向上や円滑な学校運営に大きな役割を果たしている。

したがって、各団体を運営するための最小限の予算措置及び教職員の当該団体への事務従事は必要不可欠なものと考える。

今後の予算措置の手法については負担金を廃止し、当番校等での直接執行の方向で各団体と調整したい。

(島根県特殊教育学校事務長協議会)

ク ダム管理及び防災行政無線無線中継局のための県有の管理用道路を団体が維持管理を行っているが、県が団体に県有財産の管理を行わせる根拠が不明確であるので、適正に行うこと。

松江土木建築事務所 (旧広瀬土木事務所)

(山佐中継局管理道路維持管理協議会)

ケ 県が団体に対し図書館資料複写業務を委託するに当たっては、複写業務に伴う収入を委託料と相殺することなく、全額県の収入とすること。

また、同業務については県が直営で行うことを検討する必要がある。

図書館

(島根県読書推進運動協議会)

財産の管理を行っていた協議会を廃止し、県管理とした。

図書館資料複写業務を県直営、全額県の収入とすることについては、事務量の増大やそれに伴う経費の増加、複写サービスに要する時間が増大すること、本来業務への影響等、検討すべき課題が多い。このことから全国的にも多くの県が本県と同様な態様をとっている。

しかしながら、運営や収支会計の透明性を確保することは必要であると考え、上述の課題をクリアする適切な予算措置等がなされることを前提に実施する方向で検討しているところである。